

公益財団法人三重県産業支援センター小規模企業者等設備貸与事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）が実施する小規模企業者等設備貸与事業に関し、別に定める小規模企業者等設備貸与事業業務方法基準によるもののほか必要な事項を定め、業務遂行の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「小規模企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5人）以下の事業者
- (2) 小規模企業者以外の中小企業者であつて、常時使用する従業員の数が50人以下の事業者であるもののうち、以下の基準のいずれにも該当する者。
 - ア 金融機関からの借入金残高の合計額が4億2千万円以下であること。
 - イ 直近3年間の各事業年度の経常利益の平均が3千5百万円以下であること。
 - ウ 会社である事業者については、発行済株式等の総数の3分の1を超える数を大企業者が単独で所有するものでないこと。

(3) 創業者 以下のア又はイのいずれかに該当する者であり、前各号となることが見込まれる者。

- ア 事業を営んでいない個人であつて、1月以内に新たに事業を開業する具体的計画を有するもの
- イ 事業を営んでいない個人であつて、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

2 この要領において「設備貸与事業」とは、小規模企業者等に対し、次に掲げる設備等について、その譲渡若しくは貸付けを行う事業をいう。

- (1) 小規模企業者等（創業者を除く。）の事業の用に供する設備等であつて、その経営の革新を図るために新たに導入する必要があると認められるもの
- (2) 創業者の事業の用に供する設備等であつて、その事業を行うために必要と認められるもの

3 この要領において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいい、具体的には、付加価値額（「営業利益」、「人件費」、「減価償却費」の合計額をいう。以下同じ。）と経常利益（「営業利益」から「営業外費用」を差し引いた額をいう。）の両方の向上について以下の数値を基準として判断する。なお、以下の数値は設備貸与事業の申込に当たって目標とする数値である。

- (1) 付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、その増加率が5年間で15パーセント、4年間で12パーセント又は3年間で9パーセント以上と見込まれること。
- (2) 経常利益（「営業利益」から「営業外費用」を差し引いた額をいう。）について、その増加率が5年間で5パーセント、4年間で4パーセント又は3年間で3パーセント以上と見込まれ

ること。

- 4 この要領において「割賦販売」とは、設備の購入代金が2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して支払われることを条件として、全部の支払義務が履行される時までは、設備の所有権が財団に留保されるものをいう。
- 5 この要領において「リース取引」とは、次に掲げる事項に適合しているものとする。
 - (1) リース期間を定め、そのリース期間中に支払われる賃借料（以下「リース料」という。）の額が、財団におけるリース契約の対象となった設備（以下「リース設備」という。）の取得価額及びその取引に係る附随費用（固定資産税、保険料等その取引に関連して財団が支出する費用）の額の合計額を支弁するように定められていること。
 - (2) リース期間中における契約の解除が禁止されていること。
 - (3) リース期間が満了した後、リース設備の所有権をリースを受けた者に移転をさせるものでないこと。
- 6 この要領において「経営革新計画」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条及び第10条に定めるものをいう。
- 7 この要領において「三重県版経営向上計画」とは、三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成26年三重県条例第5号）第16条、三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則（平成26年三重県規則第38号）及び三重県版経営向上計画認定実施要領に定めるものをいう。

（設備貸与の方法）

第3条 設備貸与の方法は、設備の割賦販売又はリース取引によるものとする。

（設備貸与の対象者）

第4条 設備貸与の対象者は、小規模企業者等とし、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 三重県内に工場若しくは事業所を有する又は有すると見込まれること。
 - (2) 引き続き1年以上事業を営み、経営内容が決算書等により把握できること。ただし、創業者を除く。
 - (3) 県税及び市町村税等を滞納していないこと。
 - (4) 次に掲げる業種に属する事業に係る設備の導入のために設備貸与事業を利用しようとするものでないこと。
 - ア 農業、林業、漁業等第一次産業に該当する業種
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する業種
 - ウ 公の秩序又は善良の風俗を害する観点から対象とすることが適当でないと認められる業種
 - エ ア、イ、ウに掲げるもののほか、特別の理由により対象とすることが適当でないと三重県知事が認める業種
 - (5) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる一に該当しない者であること。
- 2 当該事業年度における第2条第1項第2号に掲げる者に対する設備貸与の合計額は、貸与予定総額の五割以内とし、設備貸与の決定に当たっては第2条第1項第1号の者を優先することとする。

る。

(設備貸与の限度額)

第5条 設備貸与の限度額は、設備貸与の対象者に当該事業年度中において設備貸与を行う設備の価格の合計額が百万円以上一億円以下とする。ただし、創業者については、百万円以上五千万円以下とする。

2 割賦販売を受ける者の申出により、設備価格の一部を内入れ金として前納させることができるものとする。この場合において、その内入れ金の限度額は設備価格の五割以内とする。

(設備貸与の対象設備)

第6条 設備貸与の対象設備は、次の各号に掲げる要件を満たす設備とし、設備貸与の対象者が第2条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、当該設備を導入することにより付加価値額若しくは従業員一人当たりの付加価値額の増加率が5年間で15パーセント、4年間で12パーセント又は3年間で9パーセント以上となると見込まれる設備とする。

- (1) 三重県内に設置されること。
- (2) 新品であること。
- (3) 資産計上できること。
- (4) 法定耐用年数が3年以上であること。
- (5) 設備の設置、検査を経て引渡し、原則として当該事業年度中に完了すること。

2 対象設備のうち次の各号に掲げるものは、割賦販売のみを行うものとする。

- (1) 特注設備
- (2) 車両及び建設機械
- (3) その他リース取引の対象とすることが適当でないと財団が認めるもの

(設備貸与の対象外とする設備等)

第7条 次に掲げる設備等は、設備貸与の対象外とする。

- (1) 土地、建物、建物附属設備、構築物、内装工事及び外装工事
- (2) 物品賃貸業における賃貸用の物品のうち、主としてその者の管理下に置かれていない状態で使用されるもの
- (3) その他設備貸与の対象とすることが適当でないと財団が認める設備

(担保、保証人)

第8条 原則として無担保・無保証人とする。ただし、財団が必要と認める場合は、保証人を立てさせ、必要に応じ担保を徴求することができるものとする。

(設備貸与の審査及び決定)

第9条 設備貸与の対象者の決定に当たっては、設備貸与を受けることを希望する者（以下「申込者」という。）について書類調査・現地調査等を行い、かつ、公正で学識経験のある者によって構成される審査委員会の意見を求めるものとする。

2 財団は、審査委員会の報告に基づき適当と認めるときは、設備貸与を決定する。なお、財団は

決定に際し設備貸与に関して、必要な条件を付すことができるものとする。

(契約の締結と公正証書の作成)

第10条 財団は、前条により設備貸与の対象者として決定した者（以下「貸与決定者」という。）との間で、別添の割賦販売契約書又はリース契約書により割賦販売契約又はリース契約を締結することとする。

- 2 前項のほか、財団が必要と認めるときは強制執行の認諾ある公正証書を作成するものとする。
- 3 割賦販売契約又はリース契約の締結及び公正証書の作成に係る一切の費用は、貸与決定者の負担とする。

(設備の購入)

第11条 財団は、設備貸与を決定したときは、当該貸与設備（以下「貸与設備」という。）の購入について、設備製造業者又は代理店等（以下「販売主」という。）と売買契約を締結するものとする。

- 2 前項における契約締結の相手方は、三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる一に該当しない者であることとする。

(貸与設備の引渡し)

第12条 財団は、期日及び場所を指定し、原則として貸与決定者と販売主の立会いの下で貸与設備の引渡しを行うものとする。

- 2 前項の場合、貸与決定者及び財団が貸与設備の設置を確認し、貸与決定者が自己の費用と責任で検査を行い、瑕疵のないことを確認のうえ適格と認めたときその時点で、貸与設備は完全な状態で財団から貸与決定者に引渡されたものとする。
- 3 貸与決定者は、前項による引渡しがあったときは、速やかに当該引渡しの日を割賦販売契約においては受領日、リース契約においては借受日として記載した財団指定の様式による設備受領書若しくは設備借受書を財団に提出することとする。
- 4 貸与決定者は、貸与設備が販売主から搬入されたときは、引渡し完了のときまで責任をもって保管するものとし、引渡しまでに要する保管その他一切の費用は、貸与決定者の負担とする。
- 5 貸与設備が財団から貸与決定者に引き渡された後において、当該貸与設備の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があったとき並びに当該貸与設備の選択又は決定に際して貸与決定者に錯誤があったときにおいても、財団は、一切の責任を負わないものとする。

(契約の内容)

第13条 割賦販売契約

(1) 保証金

ア 貸与決定者は、財団との間の割賦販売契約締結と同時に保証金として対象設備価格の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1相当額を納入するものとする。

イ 保証金は無利息とし、割賦販売契約において、当該保証金は割賦販売を受けた者の責めに帰すべき理由により財団が受けた損害の全部又は一部に充てるものとする。

ウ 納入された保証金については、最終の賦払割賦料より順次充当することができるものと

する。

エ 保証金の額については、千円未満の端数を切り捨てることとする。

(2) 割賦料及び支払方法

ア 割賦販売を受けた者が財団に対して支払う割賦販売の代金総額（消費税額、地方消費税額を含む。以下「割賦料」という。）は、当該割賦販売に係る設備（以下「割賦設備」という。）の金額（前納させる場合は、その前納させる額を控除した額。以下同じ。）に割賦損料の合計額を加えた額とする。

イ 割賦損料は、割賦設備の金額から支払済の割賦設備の金額の合計額を控除した額に、割賦損料の年利率（以下「割賦損料率」という。）を乗じて得た額とする。

ウ 割賦損料の起算日は、第12条第2項に記載する貸与設備の引渡しの日とする。

エ 賦払割賦料は、割賦設備の金額を賦払回数で除した額に割賦損料を加えた額とし、半年ごとに経過分を徴収するものとする。ただし、割賦設備の金額相当部分については、1年以内の据置期間を置くこととする。

(3) 割賦損料率

ア 申込者に適用する割賦損料率は、別表1によるものとする。

イ 申込者が、経営革新計画の承認又は三重県版経営向上計画（三重県版経営向上計画実施要領第4条第1項第3号に該当するものに限る）の認定のいずれかを受け、当該計画に従って導入する設備である場合は、適用する区分について、1区分上位に変更することができるものとする。

(4) 賦払期間

ア 賦払期間は、3年以上10年以内とし、原則として当該設備の法定耐用年数が3年から10年のものについてはその期間とし、10年を超えるものについては10年とする。

イ 申込者が三重県内の商工会・商工会議所を経由して申込を行った場合の賦払期間については、当該商工会・商工会議所の経営指導員の支援を受けて三重県版経営向上計画を策定し、その後も継続して経営指導を受ける場合に限り、10年以内において、賦払期間の基準となる耐用年数の期間を2年を超えない範囲内で延長することができるものとする。

(5) 損害保険の付保

ア 割賦販売を受けた者は、割賦設備の物上損害について保険（共済を含む。以下同じ。）を付保しなければならないものとする。ただし、割賦設備の設置場所の周囲の状況及び設備自体の性能から、その設置に事故発生のおそれがないと認められる場合又は設備の特殊性から保険の付保が不可能な場合は、保険の付保を免除することができるものとする。

イ アの保険の被保険者は、財団又は割賦販売を受けた者とし、その被保険者が割賦販売を受けた者であるときは、原則としてその損害保険証券を財団に質入れするものとする。

(6) 固定資産税の負担等

割賦販売を受けた者は、割賦設備に係る固定資産税の申告及び税負担をするものとする。

2 リース契約

(1) 月額リース料及び支払方法

ア 月額リース料の算定は、次の式1により得た額を基準として行うものとする。

【式1】

リース設備の購入価格×リース期間ごとに定めた月額リース料率

この場合における「リース期間ごとに定めた月額リース料率」は、割賦損料率をリース期間（3～10年）ごとに式2に算入して得た数値とし、月額リース料率の変更時期は、割賦損料率の変更時とする。

【式2】

$$\frac{\text{リース設備購入価格} + \text{設備購入資金借入に要する利息} + \text{リース期間中の固定資産税} + \text{リース期間中の損害保険料} + \text{リース設備購入価格} \times (\text{割賦損料率} - \text{設備購入資金借入利率})}{\text{リース設備購入価格} \times \text{リース期間(月数)}}$$

イ 申込者に適用するリース料率は、別表2によるものとする。

ウ 申込者が、経営革新計画の承認又は三重県版経営向上計画（三重県版経営向上計画実施要領第4条第1項第3号に該当するものに限る。）の認定のいずれかを受け、当該計画に従って導入する設備である場合は、適用する区分について、1区分上位に変更することができるものとする。

エ リース料は、月賦により経過分を徴収するものとする。

オ 月額リース料の額において百円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。

(2) リース期間

ア リース期間は、3年（36か月）以上10年（120か月）以内とし、第12条第2項に記載する貸与設備の引渡しの日より起算する。

イ リース期間の設定に当たっては、リース設備の耐用年数、陳腐化するまでの年数、及び「法人税基本通達（7-6の2-7）」を参酌して行うものとする。

ウ リース期間は、ア、イの規定により次のとおりとし、その範囲内で原則として申込者が希望する期間とする。

(ア) リース設備の法定耐用年数が3年から5年の場合 リース期間3年

(イ) リース設備の法定耐用年数が3年から7年の場合 リース期間4年

(ウ) リース設備の法定耐用年数が3年から8年の場合 リース期間5年

(エ) リース設備の法定耐用年数が4年から9年の場合 リース期間6年

(オ) リース設備の法定耐用年数が5年から13年の場合 リース期間7年

(カ) リース設備の法定耐用年数が14年の場合 リース期間8年

(キ) リース設備の法定耐用年数が15年の場合 リース期間9年

(ク) リース設備の法定耐用年数が17年の場合 リース期間10年

エ 申込者が三重県内の商工会・商工会議所を経由して申込を行った場合のリース期間については、当該商工会・商工会議所の経営指導員の支援を受けて三重県版経営向上計画を策定し、その後も継続して経営指導を受ける場合に限り、10年以内において、リース期間の基準となる耐用年数の期間を2年を超えない範囲内で延長することができるものとする。

(3) 損害保険の付保

ア 財団は、リース設備の物上損害について保険を付保するものとする。

ただし、リース設備の設置場所の周囲の状況及び設備自体の性能から、その設置に事故発生のおそれがないと認められる場合又は設備の特殊性から保険の付保が不可能な場合は、保険の付保を行わないこととする。

イ アの保険の被保険者は、財団とする。

(4) 固定資産税の負担等

財団は、リース設備に係る固定資産税の申告及び税負担をするものとする。

(5) リース期間満了後の措置

ア リース期間が満了したときは、リースを受けた者は直ちにリース設備を財団の指定する場所において財団に返還するか、又は財団の指示する者に引き渡すものとする。

イ リース設備の返還等に係る一切の費用はリースを受けた者の負担とする。

(6) 契約の更新

(5)にかかわらず、リースを受けた者から契約更新の申出があった場合は、次により契約の更新をすることができるものとし、当該契約更新後についても同様の扱いをするものとする。

なお、この場合においては、(1)及び(4)は適用しないこととする。

ア 契約期間は1年間とする。

イ 年額リース料は、現リース契約における月額リース料相当額とし、契約更新の当初において徴収するものとする。

(貸与設備の使用管理等)

第14条 割賦販売を受けた者及びリースを受けた者（以下「設備貸与を受けた者」という。）は、善良な管理者の注意をもって、貸与設備の維持管理に当たるものとする。

2 設備貸与を受けた者は、貸与設備の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は転貸し、運営を他に委託し又は担保に供してはならないものとする。

3 設備貸与を受けた者は、貸与設備の点検整備を行い、貸与設備が損傷を受けたときは、直ちに財団に書面で通知するとともに、貸与設備の修理・修復をしなければならないものとする。

4 設備貸与を受けた者は、財団の書面による承諾を得なければ、貸与設備の設置場所を移動したり、他の不動産ないし動産に付着させたり、又は改造、模様替えをするなど、その原状を変更することはできないものとする。

5 貸与設備に付着した物の所有権は、財団が書面により設備貸与を受けた者の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で財団に帰属するものとする。

6 貸与設備の修理・修復等、その維持管理に要する費用は、すべて設備貸与を受けた者の負担とするものとする。

(期限前支払等)

第15条 設備貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、財団からの通知催告を要しないで、直ちに割賦販売契約又はリース契約に基づく一切の債務を一括して支払うものとする。

(1) 小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。

(2) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立又は特別清算開始申立の事実が生じたとき。

2 設備貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、財団からの請求により、直ちに割賦販売契約又はリース契約に基づく債務の全部若しくは一部を繰上げて支払うものとする。

(1) 貸与設備を割賦販売契約又はリース契約の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 賦払割賦料又はリース料を支払期日までに支払わなかったとき。

- (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。
 - (4) 割賦販売契約及びリース契約に係る事業を廃止したとき、又は休止して再開の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 正当な理由なしに、割賦販売契約又はリース契約の規定に違反したとき。
 - (7) 虚偽の申込み又は不正な意図により設備貸与を受けていることが判明したとき。
 - (8) その他設備貸与を受けた者の責めに帰すべき重大な事由が発生したとき。
- 3 設備貸与を受けた者が、ほかに財団との割賦販売契約、リース契約又は金銭消費貸借契約がある場合であつて、その契約が前項と同趣旨の規定に該当するものとして解除され又は期限の利益を失ったときは、財団は当該設備貸与を受けた者に関するすべての契約について同様の扱いをすることができるものとする。

(違約金)

- 第16条 設備貸与を受けた者は、支払期日までに賦払割賦料又はリース料を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払済の日に至るまで、その延滞した額に対し、年10.75パーセントの割合で計算した違約金を財団に支払わなければならないものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると財団が認めた場合は、この限りではないものとする。
- 2 設備貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することを理由として、財団から債務の全部又は一部の請求を受けたときは、契約締結の日から支払済の日に至るまで、賦払割賦料又はリース料の総額に対し、年10.75パーセントの割合で計算した額を損害賠償額に加算して財団に支払わなければならないものとする。
- (1) 貸与設備を当該割賦販売契約又はリース契約の目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 正当な理由なしに、当該割賦販売契約又はリース契約の規定に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申込み又は不正な意図により設備貸与を受けていることが判明したとき。

(契約の解除)

- 第17条 設備貸与を受けた者は、割賦期間中又はリース期間中は、災害その他やむを得ない理由により財団の承認を受けた場合でなければ、割賦販売契約又はリース契約を解除することができないものとする。
- 2 設備貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、財団は、割賦販売契約又はリース契約を解除することができるものとする。
- (1) 小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。
 - (2) 破産手続開始申立又は特別清算開始申立の事実が生じたとき。
 - (3) 貸与設備を割賦販売契約又はリース契約の目的以外の目的に使用したとき。
 - (4) 賦払割賦料又はリース料を支払期日までに支払わなかったとき。
 - (5) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。
 - (6) 割賦販売契約及びリース契約に係る事業を廃止したとき、又は休止して再開の見込みがないと認められるとき。
 - (7) 正当な理由なしに、割賦販売契約又はリース契約の規定に違反したとき。
 - (8) 虚偽の申込み又は不正な意図により設備貸与を受けていることが判明したとき。
 - (9) その他設備貸与を受けた者の責めに帰すべき重大な事由が発生したとき。

3 前二項により割賦販売契約又はリース契約が解除されたときは、設備貸与を受けた者は直ちに第18条第1項に従って貸与設備を財団に返還するとともに、損害賠償として次の各号のいずれかの算式により計算した額を直ちに財団に支払うものとする。

(1) 割賦販売契約において割賦設備が返還される場合

(賦払割賦料の合計額－支払済賦払割賦料の合計額)－(割賦損料の合計額－既に経過した賦払期間に係る割賦損料の合計額)－(保証金の残額＋返還時の割賦設備の売却価額－割賦設備の売却に要する経費)

(2) 割賦販売契約において割賦設備が返還されない場合

(賦払割賦料の合計額－支払済賦払割賦料の合計額)－(割賦損料の合計額－既に経過した賦払期間に係る割賦損料の合計額)－保証金の残額

(3) リース契約の場合

リース料の合計額－(支払済リース料の合計額＋当該設備に係る処分益)

(貸与設備の返還)

第18条 設備貸与を受けた者は、第17条の規定により契約が解除されたときは、直ちに貸与設備を原状回復して財団の指定する場所において財団に返還するか、又は財団の指示する者に引き渡すものとする。

2 前項において、これらに要する一切の費用は、設備貸与を受けた者が負担することとする。

(報告及び調査)

第19条 設備貸与を受けた者は、貸与設備の利用状況並びに財団が求めた事業の経理状況、経営の状況等に関する事項について年1回、報告しなければならない。

2 財団は、設備貸与を受けた者の事業所、その他必要な場所に立ち入り、貸与設備の管理状況その他必要な事項を調査することができるものとする。

(届出義務)

第20条 設備貸与を受けた者及び連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって速やかに財団に届け出て、財団の指示を受けなければならないものとする。

(1) 貸与設備について、盗難、火災、その他重大な事故が発生したとき。

(2) 貸与設備の使用を中止しようとするとき。

(3) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が死亡したとき、所在不明となったとき、制限能力者となったとき、又は弁済の資力を失ったとき。

(4) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が住所、氏名(名称又は代表者を含む。)の変更又は組織の変更を行ったとき。

(5) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。

(6) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。

(7) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人について、破産手続開始申立て、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立又は特別清算開始申立の事実が生じたとき。

(8) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が解散又は合併の決議をしたとき。

(9) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が刑事上の訴追を受け、又は逃亡若しくは失踪したとき。

(10) 設備貸与を受けた者又は連帯保証人が事業を中止又は廃止しようとするとき。

(関係機関との連携)

第21条 財団は、設備貸与の対象者の選定並びに情報の提供及び助言については、三重県、その他の関係機関と有機的連携をもって行うものとする。

2 財団は、三重県内の商工会・商工会議所と次の各号に掲げる事務を連携して実施するものとする。

(1) 設備貸与事業の相談の対応

(2) 設備貸与事業の周知及び広報

(3) 設備貸与申込書（添付書類を含む。）の内容確認及びあっせん書の提出

(4) その他前各号に附随し設備貸与事業の適正な執行のために必要な事務

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

別表 1

区分	要件	割賦損料率 (年利)
料率Ⅰ	直近決算の自己資本比率が30パーセント以上、かつ、直近決算2期がいずれも経常利益の場合	1.00パーセント
料率Ⅱ (標準料率)	直近決算の内容が料率Ⅰ、料率Ⅲのどちらにも該当しない場合 又は、申込者が創業者の場合	1.25パーセント
料率Ⅲ	直近決算の自己資本比率が0パーセント以下、かつ、直近決算2期中1期以上が経常損失の場合 又は、申込者が白色申告の個人の場合	1.50パーセント

別表 2

区分	要件	リース 期 間	月額リース料率
料率Ⅰ	直近決算の自己資本比率が30パーセント以上、 かつ、直近決算2期がいずれも経常利益の場合	3年	2.917パーセント
		4年	2.222パーセント
		5年	1.799パーセント
		6年	1.524パーセント
		7年	1.325パーセント
		8年	1.172パーセント
		9年	1.057パーセント
料率Ⅱ (標準料率)	直近決算の内容が料率Ⅰ、料率Ⅲのどちらにも該 当しない場合 又は、申込者が創業者の場合	3年	2.930パーセント
		4年	2.235パーセント
		5年	1.812パーセント
		6年	1.536パーセント
		7年	1.337パーセント
		8年	1.184パーセント
		9年	1.068パーセント
料率Ⅲ	直近決算の自己資本比率が0パーセント以下、か つ、直近決算2期中1期以上が経常損失の場合 又は、申込者が白色申告の個人の場合	3年	2.943パーセント
		4年	2.248パーセント
		5年	1.824パーセント
		6年	1.548パーセント
		7年	1.348パーセント
		8年	1.196パーセント
		9年	1.080パーセント
	10年	0.987パーセント	

割賦販売契約書

公益財団法人三重県産業支援センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇会社（以下「乙」という。）は、公益財団法人三重県産業支援センター業務方法基準の定めるところに従い、設備（プログラム付きの場合は、プログラムを含む。以下同じ。）の割賦販売について、次のとおり契約を締結する。

〔契約の趣旨〕

第1条 甲は、以下の条項に従い、別表（1）記載の販売主（以下「販売主」という。）から、別表（2）記載の設備（以下「割賦設備」という。）を購入し、割賦設備の所有権を留保してこれを乙に割賦販売するものとする。

〔割賦設備の引渡し〕

第2条 割賦設備は、販売主から別表（3）記載の設置場所に搬入されるものとする。

2 割賦設備が販売主から別表（3）記載の設置場所に搬入されたときは、搬入されたときから次項の引渡しの日まで乙が善良な管理者の責任をもって販売主のためにこれを保管するものとする。

3 乙は、搬入された割賦設備について直ちに乙の費用と責任で検査を行い、瑕疵のないことを確認したときは、受領日を記載した甲指定の様式の設備受領書を甲に発行するものとし、この受領日をもって割賦設備は完全な状態で甲から乙に引渡されたものとする。

4 割賦設備の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、乙は、直ちにこれを甲に書面で通知し、販売主との間でこれを解決した後、設備受領書を甲に発行するものとする。

5 乙が、割賦設備の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるものとする。この場合、販売主から何らかの請求があったときは、乙はその請求の可否について販売主との間で解決するものとする。

〔設置場所〕

第3条 割賦設備の設置場所は、別表（3）記載のとおりとする。

〔割賦期間〕

第4条 割賦設備の賦払期間（以下「割賦期間」という。）は、別表（4）のとおりとする。

〔割賦料及び支払方法〕

第5条 乙が甲に対し支払う割賦販売の代金総額（消費税額、地方消費税額を含む。以下「割賦料」という。）は、別表（2）記載の設備の金額の合計額に割賦損料の合計額を加えた額とする。

2 割賦損料は、別表（2）記載の設備の金額の合計額から支払済の設備の金額の合計額（別表（9）記載の前納金を含む。）を控除した額に別表（5）記載の年利率を乗じて得た額とする。

3 割賦損料の起算日は、第2条第3項に記載する割賦設備の引渡しの日とする。

- 4 乙は、甲に対し、割賦料を別表（6）記載のとおり支払う。ただし、支払期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日または金融機関の休業日に該当する場合は、その直後の金融機関の営業日をもって支払期日とみなす。

〔所有権の移転〕

第6条 割賦設備の所有権は、乙が割賦料その他この契約に基づくすべての債務を完済したときに甲から乙に移転するものとする。ただし、手形または小切手により支払いがなされた場合には、その決済が完了するまでは債務弁済の効力は生じないものとする。

〔保証金〕

- 第7条 乙は、この契約と同時に、保証金として別表（7）記載の金額を甲に納付するものとする。
- 2 保証金は無利息とし、この契約に係る債務が完済されたとき、これを乙に返還する。ただし、保証金を充当することで割賦料が完済されることとなるときは、甲はこれを最終回の賦払割賦料（賦払割賦料とは、割賦料の各回ごとの支払額をいう。以下同じ。）より順次充当することができる。
- 3 保証金は、乙の責めに帰する理由により生じた甲の一切の債権の全部または一部に充当することができる。

〔連帯保証人、担保〕

第8条 乙は、この契約に基づいて負担する一切の債務を担保するため、甲が請求したときは、甲の認める連帯保証人を立て若しくはこれを追加し、又は甲が認める担保若しくは増担保を甲に提供するものとする。

〔割賦設備の使用管理〕

- 第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、割賦設備の維持管理に当たらなければならない。
- 2 乙は、割賦設備が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように、乙の責任と費用負担で保守、点検、整備を行うものとし、割賦設備が損傷を受けたときは、乙は直ちに甲に書面で通知するとともに、割賦設備の修理・修復をしなければならない。
- 3 割賦設備の修理・修復等、その維持管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

〔物件使用に起因する損害〕

- 第10条 割賦設備自体又はその設置、保管、使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず乙の費用と責任で解決するものとする。乙及び乙の従業員等が損害を受けた場合も同様とする。
- 2 甲が前項の損害について第三者から直接に賠償の請求を受けた場合、乙は、乙の費用及び責任でその解決にあたる。甲が第三者に対して損害賠償義務を負担したときは、乙がその一切を支払うこととし、乙は甲に対して何らの求償も行わない。
- 3 前二項の場合において、甲は、乙又は連帯保証人に代わって必要と認める措置をとることができるものとする。
- 4 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他知的財産権に抵触する

ことによって生じた損害及び紛争について、甲は一切の責任を負わないものとする。

〔割賦設備の所有権表示〕

- 第11条 甲は、割賦設備に甲の所有権を明示する標示・標識等を設置ないし貼付するものとする。
- 2 乙は割賦料の完済までの間、前項の表示・標識等を撤去してはならない。

〔割賦設備の譲渡禁止等〕

- 第12条 乙は、割賦設備の全部又は一部を第三者に譲渡し又は転貸し、運営を他に委託し又は担保に供してはならない。
- 2 乙及び連帯保証人は、割賦設備について第三者から差押え、仮差押え、仮処分又は公租公課滞納処分等により甲の所有権が侵害される恐れが生じたときは、当該設備が甲の所有物であることを主張証明するとともに、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

〔割賦設備の原状回復〕

- 第13条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、割賦設備の設置場所を移動したり、他の不動産ないし動産に付着させたり、又は改造、模様替えをするなど、その原状を変更することはできない。
- 2 割賦設備に付着した物の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属する。
- 3 第1項において、甲の承諾を得て割賦設備を不動産ないし動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産ないし動産の所有者等から、割賦設備がその不動産ないし動産に付合しない旨の書面を、また、不動産ないし動産から割賦設備を離脱させるときに不動産ないし動産に生ずる損傷について、甲に対して何らの修補又は損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させるものとする。

〔地位譲渡〕

- 第14条 乙は、この契約に基づく乙の権利又は地位を第三者に譲渡したり、担保に供することができない。

〔割賦設備の瑕疵等〕

- 第15条 天災地変、戦争等の不可抗力、その他運送中の事故、労働争議、法令の改廃、販売主、製造者、運送業者等の都合、その他甲の故意又は重大な過失が認められない事由によって、割賦設備の引渡しが遅延又は不能になったときは、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 2 割賦設備の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があったとき並びに当該割賦設備の選択又は決定に際して乙に錯誤があったときにおいても、甲は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 前二項の場合、乙は販売主に対し直接請求を行い、販売主との間で解決するものとする。また、乙が甲に対し書面で請求し、甲が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の販売主に対する請求権を乙に譲渡する手続きをとるなど、甲は、乙の販売主に対する直接請求に協力するものとする。
- 4 第2項の隠れた瑕疵及び錯誤があったときにおいて、乙が、甲に対して割賦料の全部その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、甲の販売主に対する買主の地位を乙に譲渡する手

続きをとるものとする。

5 前二項の場合、甲は、販売主の履行能力及び請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しない。

〔固定資産税の負担〕

第16条 乙は、割賦設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければならない。

〔割賦設備の滅失・毀損等〕

第17条 割賦設備が、第2条第2項の引渡完了後に、盗難、火災、風水害、地震、その他甲乙のいずれの責任にもよらない事由により生じた割賦設備の滅失、毀損その他一切の危険は、すべて乙の負担とする。

2 前項の割賦設備の滅失（盗難等による占有の喪失を含む。）、又は修理不能の毀損が発生したときは、乙は甲に対してその旨を直ちに書面により通知し、その原因のいかんを問わず次の算式により計算した額を直ちに甲に支払うものとする。

【算式】

$$(\text{賦払割賦料の合計額} - \text{支払済賦払割賦料の合計額}) - (\text{割賦損料の合計額} - \text{既経過割賦損料の合計額}) - \text{保証金の残額}$$

3 前項の場合、乙が、前項記載の残割賦代金全額、その他この契約に基づき乙が負担した債務の未払金を完済したときは、この契約は終了するものとする。

〔損害保険又は共済の付保〕

第18条 乙は、割賦設備に対し、甲の指示に基づき、割賦期間中継続して乙を被保険者とする損害保険又は共済（以下「保険」という。）を付けなければならない。

2 乙は保険証書を甲に提出し、甲のため保険金請求権の上に質権を設定するものとする。

3 保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を甲に交付するものとする。

4 前項により、保険金が甲に支払われた場合、第5条第4項の規定にかかわらず、甲はその金額をこの契約に係る債務の弁済に充当することができる。この場合、乙は弁済充当の方法につき一切異議がないものとする。

〔報告及び調査〕

第19条 乙は、割賦設備の利用状況並びに甲が求めた事業の経理状況、経営の状況等に関する事項について年1回、報告しなければならない。

2 甲が乙の事業所、その他必要な場所に立ち入り、割賦設備の管理状況その他この契約の履行に必要な調査をすることを求めたときは、乙は異議なくこれに応じるものとする。

3 乙又は連帯保証人の財産の調査について甲が必要とするときは、甲を乙又は連帯保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請及び受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を開覧、謄写並びに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請及び受理することを委任することとする。

〔期限前支払等〕

第20条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲からの通知催告を要しないで、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全部を一括して支払うものとする。

- (1) 小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。
- (2) 破産手続開始申立、民事再生手続申立、会社更生手続開始申立又は特別精査開始申立の事実が生じたとき。

2 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲からの請求により、この契約に基づく全部若しくは一部の責務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部若しくは一部を繰上げて支払うものとする。

- (1) 割賦設備をこの契約の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 賦払割賦料を支払期日までに支払わなかったとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。
- (4) この契約に係る事業を廃止したとき、又は休止して再開の見込みがないと認められるとき。
- (5) 所在不明となったとき。
- (6) 正当な理由なしにこの契約の規定に違反したとき。
- (7) 虚偽の申込み又は不正な意図により割賦設備の割賦販売を受けていることが判明したとき。
- (8) その他、甲が相当な資料に基づいて債権保全上、必要と認めたとき。

3 連帯保証人が第1項の各号並びに前項第3号、第6号及び第8号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求により、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部を支払うものとする。

4 乙が、他に甲との割賦販売契約、リース契約、又は金銭消費貸借契約がある場合であって、その契約が前項と同趣旨の規定に該当するものとして解除され又は期限の利益を失ったときは、甲はこの契約に基づく債務についても、期限の利益を失わせることができる。

〔反社会的勢力の排除〕

第21条 乙又は連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

て、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 乙又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して、本物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、甲に対し次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙又は連帯保証人が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、乙は甲から請求があり次第、甲に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 前項の規定の適用により乙又は連帯保証人に損害が生じた場合にも、乙及び連帯保証人は甲に対して損害賠償その他何らの請求をしない。また、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人がその損害を賠償する責任を負う。

[違約金]

第22条 乙は、支払期日までに賦払割賦料を支払わなかったときは、当該支払期日の翌日から支払済に至るまで、その延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第20条第2項第1号、第6号及び第7号により債務の全部又は一部の請求を受けたときは、割賦料の総額に対し、この契約締結の日から支払済に至るまで、前項の割合による違約金を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第20条第1項の各号のいずれかに該当したときは、その支払うべき額に対し、期限の利益を失った日の翌日から支払済に至るまで、第1項の割合による違約金を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第20条第2項第2号から第5号及び第8号並びに第3項及び第4項のいずれかに該当したことにより債務の全部又は一部の請求を受けたときは、その支払うべき額に対し、期限の利益を失った日の翌日から支払済に至るまで、第1項の割合による違約金を甲に支払わなければならない。

5 前各項に定める違約金は、1年を365日とする日割り計算で算出する。

〔割賦設備の返還〕

第23条 乙は、第24条の規定により契約が解除されたときは、直ちに割賦設備を原状復旧して甲の指定する場所において甲に返還するか、又は甲の指示する者に引き渡すものとする。

2 乙が前項に定める割賦設備の返還又は引渡しをしない場合において、甲又は甲の指定する者が割賦設備の所在場所から割賦設備を回収する場合には、乙又は乙の代理人及び従業員等はこれを拒むことができず、またなんら異議・苦情の申立て、妨害、損害賠償の請求等の行為もすることはできない。

3 前各項において、これらに要する一切の費用は、乙が負担する。

4 割賦設備が返還された場合、甲は、割賦設備を相当の基準に従って甲が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用を差引いた金額を、第24条第2項の損害賠償金の支払いに充当するものとする。

〔契約の解除〕

第24条 乙が第20条第1項各号（但し、第2号のうち民事再生手続開始申立及び会社更生手続開始申立の事実が生じたときを除く）又は第2項各号のいずれかに該当するとき、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除されたときは、乙は直ちに第23条第1項に従って割賦設備を甲に返還するとともに、損害賠償として次の算式により計算した額を直ちに甲に支払うものとする。

【算式】

(1) 割賦設備が返還される場合

$(\text{賦払割賦料の合計額} - \text{支払済賦払割賦料の合計額}) - (\text{割賦損料の合計額} - \text{既経過割賦損料の合計額}) - (\text{保証金の残額} + \text{返還時の割賦販売に係る設備の売却価額} - \text{割賦販売に係る設備の売却に要する経費})$

(2) 割賦設備が返還されない場合

$(\text{賦払割賦料の合計額} - \text{支払済賦払割賦料の合計額}) - (\text{割賦損料の合計額} - \text{既経過割賦損料の合計額}) - \text{保証金の残額}$

3 前項の場合に、割賦設備を甲に返還する前に、割賦設備が滅失（盗難等による占有の喪失を含む。）、又は修理不能の毀損が発生した場合も、乙は、前項の算式により計算した額を直ちに甲に支払うものとする。

4 甲は、乙に災害その他契約を継続し得ないやむを得ない理由があると認めるときは、本契約を催告を要しないで通知のみで解除することができる。この場合、乙は、解除通知を発信した日を基準日として算出される第2項記載の損害賠償金を、損害賠償基準日以降に期限が到来する賦払割賦料等の支払いに代えて、一括して甲に支払うものとする。

〔連帯保証人〕

第25条 連帯保証人は、この契約に基づいて発生する乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して債務を履行するものとする。

2 連帯保証人は、甲の都合によって担保又は他の保証についての契約を変更、解除されても異議はないものとする。また、連帯保証人は、乙が甲に対して提供した担保の保存に関する事由を原

因として、保証債務の全部又は一部の履行を拒否することはできない。

- 3 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、求償権又は代位によって甲から取得した権利をこの契約又はその他の契約に基づき乙が甲に対して債務を負担している間は、甲の同意なく行使しないものとする。また、甲が請求したときは、その権利又は順位を甲に無償で譲渡するものとする。

〔届出義務〕

第26条 乙及び連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって速やかに甲に届け出て、甲の指示を受けなければならない。

- (1) 割賦設備について、盗難、火災、その他重大な事故が発生したとき。
- (2) 割賦設備の使用を中止しようとするとき。
- (3) 乙又は連帯保証人が死亡したとき、所在不明となったとき、制限能力者となったとき、又は弁済の資力を失ったとき。
- (4) 乙又は連帯保証人が住所、氏名（名称又は代表者を含む。）の変更又は組織の変更を行ったとき。
- (5) 乙又は連帯保証人が小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。
- (6) 乙又は連帯保証人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。
- (7) 乙又は連帯保証人について、破産手続開始申立て、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立又は特別清算開始申立の事実が生じたとき。
- (8) 乙又は連帯保証人が解散又は合併の決議をしたとき。
- (9) 乙又は連帯保証人が刑事上の訴追を受け、又は逃亡若しくは失踪したとき。
- (10) 乙又は連帯保証人が事業を中止又は廃止しようとするとき。

〔通知の効力〕

第27条 前条の届出を怠ったことにより甲から乙又は連帯保証人に対する意思表示その他の指示又は通知が到達しなかった場合、並びにこの契約に関する書面による甲の意思表示が乙及び連帯保証人に到達していなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

〔充当指定〕

第28条 乙及び連帯保証人は、この契約及びこの契約以外に甲と締結している割賦販売契約、リース契約又は金銭消費貸借契約に基づく債務を通じて、弁済充当の指定権が甲にあり、甲が適当と認める順序方法により任意の時期に充当することを承認するものとする。

〔甲の権利移転等〕

第29条 甲は、割賦設備及びこの契約に基づく権利又はこの契約に基づく地位（権利・義務一切を含む。）を、第三者に譲渡し、又は、担保に供することができ、乙はこれを承諾するものとする。

〔公正証書の作成〕

第30条 この契約について乙及び連帯保証人は、甲が請求したときは強制執行の認諾文言のある

公正証書を作成するものとする。

[契約費用の負担]

第31条 この契約書の作成、公正証書の作成、その他この契約に係る一切の費用は、乙の負担とする。

[合意管轄]

第32条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に関する訴訟について、津地方裁判所において行うことを合意する。

[協議解決]

第33条 この契約の規定に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、甲乙各一通を所持するものとする。

	年	月	日			
割賦販売主				甲	住 所	
					貸与機関名	
					代表者氏名	印
割 賦 買 主				乙	住 所	
					企 業 名	
					代表者氏名	印
連帯保証人					住 所	
					職 業	
					氏 名	印

[別 表]

(1)	販売主	企業名			
(2)	設備名	製造業者名	型式・規格・ 製造番号等	数量	金額 (消費税等含む)
					円
					円
					円
				合 計	円
(3)	設置場所				
(4)	割賦期間	年 月 日から 年 月 日まで			
(5)	損料率	年利率 %			
(6)	割賦料	総支払額	金 円		
		賦払割賦料 の支払	別紙のとおりとする。		
		支払方法	約束手形		
(7)	保証金	金 円			
(8)	引渡日	年 月 日			
(9)	前納金	金 円 ((6)の金額の中に、前納金を含む・含まない)			

リース契約書

公益財団法人三重県産業支援センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇会社（以下「乙」という。）は、公益財団法人三重県産業支援センター業務方法基準の定めるところに従い、設備（プログラム付きの場合は、プログラムを含む。以下同じ。）のリースについて、次のとおり契約する。

〔契約の趣旨〕

- 第1条 甲は、以下の条項に従い、別表（1）記載の販売主（以下「販売主」という。）から、別表（2）記載の設備（以下「リース設備」という。）を買受けて乙にリースし、乙はこれを借受けるものとする。
- 2 乙は、契約締結の日からリース期間が満了するまでは、この契約に定める場合を除き、この契約を解除することはできない。

〔リース設備の引渡し〕

- 第2条 リース設備は、販売主から別表（3）記載の設置場所に搬入されるものとする。
- 2 リース設備が販売主から別表（3）記載の設置場所に搬入されたときは、搬入されたときから次項の引渡しのとしまで乙が善良な管理者の責任をもって販売主のためにこれを保管するものとし、その間に要する損害保険料及び保管その他の費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、搬入されたリース設備について直ちに乙の費用と責任で検査を行い、瑕疵のないことを確認したときは、借受日を記載した甲指定の様式の設備借受書を甲に発行するものとし、この借受日をもってリース設備は完全な状態で甲から乙に引渡されたものとする。
- 4 リース設備の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、乙は、直ちにこれを甲に書面で通知し、販売主との間でこれを解決した後、設備借受書を甲に発行するものとする。
- 5 乙が、リース設備の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるものとする。この場合、販売主から何らかの請求があったときは、乙はその請求の当否について販売主との間で解決するものとする。

〔リース期間〕

- 第3条 リース期間は、別表（4）のとおりとし、設備借受書記載の借受日より起算する。

〔設置場所〕

- 第4条 乙は、前条のリース期間中、リース設備を、別表（3）記載の場所において使用することができる。

〔リース料及び支払方法〕

- 第5条 乙は、甲に対し、別表（5）記載のリース料（消費税額、地方消費税額を含む。）を別表（5）記載のとおり支払う。ただし、支払期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日または金融機関の休業日に該当する場合は、その直後の金融機関の営業日をもって支払期日とみなす。
- 2 乙は、リース期間中において、理由のいかんを問わず、リース設備を使用しない期間若しくは

使用できない期間があったとしても甲に対するリース料の支払いを免れないものとする。

〔連帯保証人、担保〕

第6条 乙は、この契約に基づいて負担する一切の債務を担保するため、甲が請求したときは、甲の認める連帯保証人を立て若しくはこれを追加し、又は甲が認める担保若しくは増担保を甲に提供するものとする。

〔リース設備の使用管理〕

第7条 乙は、リース設備を本来の用法及び法令に従い、乙の業務のために、善良な管理者の注意をもって使用及び管理しなければならない。

2 乙は、リース設備が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように、乙の責任と費用負担で保守、点検、整備を行うものとし、リース設備が損傷を受けたときは、乙は直ちに甲に書面で通知するとともに、リース設備の修理・修復をしなければならない。

3 リース設備の修理・修復等、その維持管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、甲が特に必要と認めた場合はその指示に従い、販売主その他の者とリース設備について保守契約を締結しなければならない。

〔リース設備使用に起因する損害〕

第8条 リース設備自体又はその設置、保管、使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず乙の費用と責任で解決するものとする。乙及び乙の従業員等が損害を受けた場合も同様とする。

2 甲が前項の損害について第三者から直接に賠償の請求を受けた場合、乙は、乙の費用と責任で解決にあたる。甲が第三者に対して損害賠償義務を負担したときは、乙がその一切を支払うこととし、乙は甲に対して何らの求償も行わない。

3 前二項の場合において、甲は、乙又は連帯保証人に代わって必要と認める措置をとることができるものとする。

4 リース設備が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、甲は一切の責任を負わないものとする。

〔リース設備の所有権表示〕

第9条 甲は、リース設備に甲の所有権を明示する標示・標識等を設置ないし貼付するものとする。

2 乙はリース設備の返還までの間、前項の表示・標識等を撤去してはならない。

〔リース設備の譲渡禁止等〕

第10条 乙は、リース設備の全部又は一部を第三者に譲渡し又は転貸し、運営を他に委託し、又は担保に供してはならない。

2 乙及び連帯保証人は、リース設備について第三者から差押え、仮差押え、仮処分又は公租公課滞納処分等により甲の所有権が侵害される恐れが生じたときは、当該設備が甲の所有物であることを主張証明するとともに、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

〔リース設備の原状回復〕

第11条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、リース設備の設置場所を移動したり、他の不動産ないし動産に付着させたり、又は改造、模様替えをするなど、その原状を変更することはできない。

2 リース設備に付着した物の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属する。

3 第1項において、甲の承諾を得てリース設備を不動産ないし動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産ないし動産の所有者等から、リース設備がその不動産ないし動産に付合しない旨の書面を、また、不動産ないし動産から割賦設備を離脱させるときに不動産ないし動産に生ずる損傷について、甲に対して何らの修補又は損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させるものとする。

〔地位譲渡〕

第12条 乙は、この契約に基づく乙の権利又は地位を第三者に譲渡したり、担保に供することができない。

〔リース設備の瑕疵等〕

第13条 天災地変、戦争等の不可抗力、その他運送中の事故、労働争議、法令の改廃、販売主、製造者、運送業者等の都合、その他甲の故意又は重大な過失が認められない事由によって、リース設備の引渡しが遅延又は不能になったときは、甲は一切の責任を負わないものとする。

2 リース設備の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があったとき並びにリース設備の選択又は決定に際して乙に錯誤があったときにおいても、甲は、一切の責任を負わないものとする。

3 前二項の場合、乙は販売主に対し直接請求を行い、販売主との間で解決するものとする。また、乙が甲に対し書面で請求し、甲が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の販売主に対する請求権を乙に譲渡する手続きをとるなど、甲は、乙の販売主に対する直接請求に協力するものとする。

4 第2項の隠れた瑕疵及び錯誤があったときにおいて、乙が、甲に対してリース料の全部その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、甲の販売主に対する買主の地位を乙に譲渡する手続きをとるものとする。

5 前二項の場合、甲は、販売主の履行能力及び請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しない。

〔リース設備の滅失・毀損等〕

第14条 リース設備が、リース設備の引渡しから返還までの間に、盗難、火災、風水害、地震、その他甲乙のいずれの責任にもよらない事由により生じたリース設備の滅失、毀損その他一切の危険は、すべて乙の負担とする。

2 前項のリース設備の滅失（盗難等による占有の喪失を含む。）、又は修理不能の毀損が発生したときは、乙は甲に対してその旨を直ちに書面により通知し、これらの事態が発生した日を基準日（以下「規定損害金基準日」という。）として次の算式により計算した額（以下「規定損害金」という。）を、規定損害金基準日以降に期限が到来するリース料等の支払いに代えて、一括して甲に支払うものとする。

【算式】

リース料の合計額－（支払済リース料の合計額＋当該設備に係る処分益）－（未経過固定資産税等未経過分につき甲が差引くことが相当と認めたもの）

- 3 前項の場合、乙が、前項記載の規定損害金及び規定損害金基準日以前に期限到来済の未払いリース料等、その他この契約に基づき乙が負担した債務の未払金を完済したときは、この契約は終了するものとする。

〔損害保険又は共済の付保〕

第15条 甲は、リース設備に対し、リース期間中継続して、甲が選択する損害保険又は共済（以下「保険」という。）を付するものとする。

ただし、甲はリース設備の設置場所の周囲の状況及びリース設備自体の性能からそのリース設備に事故発生のおそれがないと認める場合、又はリース設備等の特殊性から保険を付すことが不可能な場合は、保険を付さないことができる。

- 2 保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を甲に交付するものとする。
- 3 前項により、保険金が甲に支払われた場合、次のとおり扱うものとする。
 - (1) リース設備が修理可能な場合、甲は、乙が第7条第3項の規定に従ってリース設備を修理・修復した場合に限って、保険金相当額を限度として、乙が支払った修理・修復費を乙に支払うものとする。
 - (2) リース設備が滅失又は修理不能な場合、乙は第14条第1項の規定にかかわらず、保険金の金額を限度として同項の債務の負担を免れるものとする。

〔公租公課の負担〕

第16条 リース設備に係る固定資産税は甲が納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合は、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払うものとする。

- 2 乙は、この契約に基づく取引に賦課される消費税等額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を甲の請求に従い甲に支払うものとする。
- 3 乙は、固定資産税及び消費税等以外でリース設備の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課される一切の諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担するものとし、甲の請求により、リース料等とは別に、直ちに甲に支払うものとする。

〔報告及び調査〕

第17条 乙は、リース設備の利用状況並びに甲が求めた事業の経理状況、経営の状況等に関する事項について年1回、報告しなければならない。

- 2 甲が乙の事業所、その他必要な場所に立ち入り、リース設備の管理状況その他この契約の履行に必要な調査をすることを求めたときは、乙は異議なくこれに応じるものとする。
- 3 乙又は連帯保証人の財産の調査について甲が必要とするときは、甲を乙又は連帯保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請及び受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を開覧、謄写並びに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請及び受理することを委任

することとする。

〔期限の利益の喪失〕

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲からの通知催告を要しないで、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全部を一括して支払うものとする。

- (1) 小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。
- (2) 破産手続開始申立、民事再生手続申立、会社更生手続開始申立又は特別精査開始申立の事実が生じたとき。

2 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲からの請求により、この契約に基づく全部若しくは一部の責務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部若しくは一部を繰上げて支払うものとする。

- (1) リース設備をこの契約の目的以外の目的に使用したとき
- (2) リース料を支払期日までに支払わなかったとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。
- (4) この契約に係る事業を廃止したとき、又は休止して再開の見込みがないと認められるとき。
- (5) 所在不明となったとき。
- (6) 正当な理由なしにこの契約の規定に違反したとき。
- (7) 虚偽の申込み又は不正な意図によりリース設備のリースを受けていることが判明したとき。
- (8) その他、甲が相当な資料に基づいて債権保全上、必要と認めたとき。

3 連帯保証人が第1項の各号並びに前項第3号、第6号及び第8号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求により、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部を支払うものとする。

4 乙が、他に甲とのリース契約、割賦販売契約又は金銭消費貸借契約がある場合であって、その契約が前項と同趣旨の規定に該当するものとして解除され又は期限の利益を失ったときは、甲はこの契約に基づく債務についても、期限の利益を失わせることができる。

〔反社会的勢力の排除〕

第19条 乙又は連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 乙又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して、本物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれかが終了するまでの間に、甲に対し次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 乙又は連帯保証人が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、乙は甲から請求があり次第、甲に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定の適用により乙又は連帯保証人に損害が生じた場合にも、乙及び連帯保証人は甲に対して損害賠償その他何らの請求をしない。また、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人がその損害を賠償する責任を負う。

[違約金]

- 第20条 乙は、支払期日までにリース料を支払わなかったときは、当該支払期日の翌日から支払済に至るまで、その延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第18条第2項第1号、第6号及び第7号により債務の全部又は一部の請求を受けたときは、リース料の総額に対し、この契約締結の日から支払済に至るまで、前項の割合による違約金を甲に支払わなければならない。
 - 3 乙は、第18条第1項の各号のいずれかに該当したときは、その支払うべき額に対し、期限の利益を失った日の翌日から支払済に至るまで、第1項の割合による違約金を甲に支払わなければならない。
 - 4 乙は、第18条第2項第2号から第5号及び第8号並びに第3項及び第4項のいずれかに該当したことにより債務の全部又は一部の請求を受けたときは、その支払うべき額に対し、期限の利益を失った日の翌日から支払済に至るまで、第1項の割合による違約金を甲に支払わなければならない。

- 5 乙が第14条第2項の規定損害金の支払いを怠ったときは、支払済に至るまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 6 前各項に定める違約金は、1年を365日とする日割り計算で算出する。

[契約の解除]

- 第21条 乙が第18条第1項各号（但し、第2号のうち民事再生手続開始申立及び会社更生手続開始申立の事実が生じたときを除く）又は第2項各号のいずれかに該当するとき、甲はこの契約を解除することができる。
- 2 前項によりこの契約が解除されたときは、乙は直ちに第23条第2項に従ってリース設備を甲に返還するとともに、損害賠償として残存リース料相当額（リース期間中の全リース料等の合計額から支払済リース料等の合計額を控除した額。）を直ちに甲に支払うものとする。
 - 3 前項の場合に、リース設備を甲に返還する前に、リース設備が滅失（盗難等による占有の喪失を含む。）、又は修理不能の毀損が発生した場合には、乙は、第14条各項に従い、甲の損害を賠償するものとする。
 - 4 甲は、乙に災害その他契約を継続し得ないやむを得ない理由があると認めるときは、本契約を催告を要しないで通知のみで解除することができる。この場合、乙は、解除通知を発信した日を基準日として算出される第14条記載の規定損害金を、規定損害金基準日以降に期限が到来するリース料等の支払いに代えて、一括して甲に支払うものとする。

[再リース]

- 第22条 リース期間が満了する2か月前までに乙から甲に対して申し出があり、甲がこれを承諾したときは、甲と乙は本契約に係る1か月分のリース料を再リース料として、その他はこの契約と同一条件（ただし、リース設備に係る保険については付保しないものとする。）でこの契約の満了日の翌日から更に1年間、新たなリース契約が成立するものとし、以後についても同様とする。
- 2 前項の契約締結時において、本契約の成立日以後に、消費税額が増額されたときには、その増額分を甲の請求に従い甲に支払うものとする。

[リース設備の返還]

- 第23条 リース期間が満了したときは、乙は直ちにリース設備を甲の指定する場所において甲に返還するか、又は甲の指示する者に引き渡すものとする。
- 2 乙は、第21条の規定により契約が解除されたときは、直ちにリース設備を原状復旧して甲の指定する場所において甲に返還するか、又は甲の指示する者に引き渡すものとする。
 - 3 乙が前各項に定めるリース設備の返還又は引渡しをしない場合において、甲又は甲の指定する者がリース設備の所在場所からリース設備を回収する場合には、乙又は乙の代理人及び従業員等はこれを拒むことができず、またなんら異議・苦情の申立て、妨害、損害賠償の請求等の行為もすることはできない。
 - 4 前各項において、これらに要する一切の費用は、乙が負担する。
 - 5 リース設備の返還が遅延した場合には、乙は、甲の請求により返還完了まで、遅延日数に応じてリース料に相当する損害金を甲に支払うものとする。

6 甲は、甲が第21条第1項によりこの契約を解除した場合、リース設備が返還され、かつ同条第2項の残存リース料等が支払われたときは、その金額を限度として、甲の選択により、リース設備を相当の基準に従って甲が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用及び甲が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を乙に返還するものとする。

〔連帯保証人〕

第24条 連帯保証人は、この契約に基づいて発生する乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して債務を履行するものとする。

2 連帯保証人は、甲の都合によって担保又は他の保証についての契約を変更、解除されても異議はないものとする。また、連帯保証人は、乙が甲に対して提供した担保の保存に関する事由を原因として、保証債務の全部又は一部の履行を拒否することはできない。

3 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、求償権又は代位によって甲から取得した権利を、この契約又はその他の契約に基づき乙が甲に対して債務を負担している間は、甲の同意なく行使しないものとする。また、甲が請求したときは、その権利又は順位を甲に無償で譲渡するものとする。

〔届出義務〕

第25条 乙及び連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって速やかに甲に届け出て、甲の指示を受けなければならない。

- (1) リース設備について、盗難、火災、その他重大な事故が発生したとき。
- (2) リース設備の使用を中止しようとするとき。
- (3) 乙又は連帯保証人が死亡したとき、所在不明となったとき、制限能力者となったとき、又は弁済の資力を失ったとき。
- (4) 乙又は連帯保証人が住所、氏名（名称又は代表者を含む。）の変更又は組織の変更を行ったとき。
- (5) 乙又は連帯保証人が小切手又は手形の不渡りを起こしたとき。
- (6) 乙又は連帯保証人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課滞納処分等を受けたとき。
- (7) 乙又は連帯保証人について、破産手続開始申立て、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立又は特別清算開始申立の事実が生じたとき。
- (8) 乙又は連帯保証人が解散又は合併の決議をしたとき。
- (9) 乙又は連帯保証人が刑事上の訴追を受け、又は逃亡若しくは失踪したとき。
- (10) 乙又は連帯保証人が事業を中止又は廃止しようとするとき。

〔通知の効力〕

第26条 前条の届出を怠ったことにより甲から乙又は連帯保証人に対する意思表示その他の指示又は通知が到達しなかった場合、並びにこの契約に関する書面による甲の意思表示が乙及び連帯保証人に到達していなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

〔充当指定〕

第27条 乙及び連帯保証人は、この契約及びこの契約以外に甲と締結しているリース契約、割賦販売契約又は金銭消費貸借契約に基づく債務を通じて、弁済充当の指定権が甲にあり、甲が適当と認める順序方法により任意の時期に充当することを承認するものとする。

〔甲の権利移転等〕

第27条 甲は、リース設備及びこの契約に基づく権利又はこの契約に基づく地位（権利・義務一切を含む。）を、第三者に譲渡し、又は、担保に供することができ、乙はこれを承諾するものとする。

〔公正証書の作成〕

第28条 この契約について乙及び連帯保証人は、甲が請求したときは強制執行の認諾文言のある公正証書を作成するものとする。

〔契約費用の負担〕

第29条 この契約書の作成、公正証書の作成、その他この契約に係る一切の費用は、乙の負担とする。

〔合意管轄〕

第30条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に関する訴訟について、津地方裁判所において行うことを合意する。

〔協議解決〕

第31条 この契約の規定に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、甲乙各一通を所持するものとする。

	年	月	日		
貸主			甲	住所	
				貸与機関名	
				代表者氏名	印
借主			乙	住所	
				企業名	
				代表者氏名	印
連帯保証人				住所	
				職業	
				氏名	印

[別 表]

(1)	販売主	企業名			
(2)	設備名	製造業者名	型式・規格・ 製造番号等	数量	金額 (消費税等含む)
					円
					円
					円
				合 計	円
(3)	設置場所				
(4)	リース期間	年 月 日から 年 月 日まで			
(5)	リース料	リース料率	月額 %		
		総支払額	金 円 (内、利子及び保険料 金 円)		
		月額 リース料	別紙のとおりとする		
		支払期日	毎月 日		
		支払方法	約束手形		
(6)	引渡日	年 月 日			